

公立徳第 640 号
令和8年 10月 26日

各所属所長 様

公立学校共済組合支部長

被扶養者認定にかかる検認について（依頼）

日頃は、当共済組合資格取得、被扶養者認定業務等に格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、地方公務員等共済組合法施行規程に基づき被扶養者認定基準を満たしているかの検認を実施いたします。

なお、今年度より一部様式等の変更がありますので、共済組合事務担当者におかれましては、別紙「被扶養者検認にかかる注意事項」を御確認いただき、検認調書および添付書類をとりまとめて当支部まで提出をよろしくお願いいたします。

また、本通知および提出書類については、徳島支部 HP、グループウェア、教育 Joruri に掲載しておりますので、適宜ダウンロードいただき、書類を揃えて提出いただくようお願いいたします。

御不明な点がございましたら、給付・年金第一担当（TEL：088-621-3176）まで御連絡ください。

検認対象者及び提出期限については、以下のとおりです。

【検認対象者】

令和8年9月30日時点で、被扶養者として認定されている者

（別添「被扶養者検認対象者リスト」記載の者）

ただし、以下に該当する者は検認対象から除きます。

- ① 令和8年4月1日以降に新たに被扶養者として認定を受けた者
- ② 給与条例上の被扶養者として扶養認定されている者（扶養手当を受給している者）
- ③ 令和8年4月1日時点で15歳未満の子

【提出期限】

令和8年11月30日（月）

※提出期限までに検認調書が提出されない場合は、提出期限日をもって、扶養認定を取り消す場合があります。

連絡先 公立学校共済組合徳島支部 給付・年金第一担当 TEL:088-621-3176
--